

無人キャッシュレス店舗経営支援補助金 実施要領（二次募集）

1 趣旨

本事業は、意欲ある県内事業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響等により変容した消費者の需要の獲得を図るため、無人キャッシュレス店舗を継続的に経営し、無人化とキャッシュレス化を活かしたサービスの提供や、そこから得られるデータ分析による新たな付加価値、新サービスの創出につながる事業を支援することとし、予算の定めるところにより、無人キャッシュレス店舗経営支援補助金を交付するものである。

その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）並びに地域企業再起支援事業費補助金交付要綱（20200427財中第2号）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日府地創第127号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令の定めによるほか、無人キャッシュレス店舗経営支援補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

2 補助対象事業

知事が認定した事業計画に基づき実施する事業。

3 補助対象者

次の各号の全てを満たす者。

- ① 中小企業者等で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- ② 県内に本店又は主たる事業所を有し、県内で事業を実施すること。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ④ 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 補助率及び補助限度額

- ・ 補助率：補助対象経費の4分の3以内
- ・ 補助限度額：1者あたり1,000万円以内

5 補助対象経費

対象経費

開発費、備品・機械装置、ソフトウェア等購入費、旅費、消耗品調達費、外注費、資料購入費、謝金等

- ・ ただし、交付決定後に事業に着手し、令和3年2月28日までに、発注、納入、検収、経費の支払いまで完了するものに限る。

※公租公課（消費税及び地方消費税を含む）は補助対象外経費とする。

詳しくは、「認定公募要領」若しくは末尾「9 お問い合わせ先」に確認すること。

6 交付申請手続き

・提出先（郵送による）

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県 産業労働部 経営支援課 サービス産業振興班

・提出期間

事業認定通知の日から30日以内

※事業認定申請募集期間（2次募集）は

令和2年7月15日（水）～令和2年8月24日（月）17時 必着

・提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第5号）
- ② 事業認定（交付内示）通知書（写し）
- ③ 事業者概要（様式第2号）
- ④ 事業計画書（収支予算書等を含む）（様式第3号、第3-2号、第3-3号）
- ⑤ 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- ⑦ 実施事業に係る見積書の写し
- ⑧ 暴力団排除等に係る誓約書（様式第4号）
- ⑨ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑩ その他知事が必要と認める書類

※⑤、⑥の証明の対象でない者は申出書で対応可とする。また、納税の猶予を受けている場合は、そのことを証明する書類（写し可）が必要。

・提出部数

各1部

7 補助事業の流れ

(1) 事業認定申請書の提出	申請者	令和2年8月24日（月）17時まで
(2) 事業認定審査会	県	令和2年8月下旬予定
(3) 事業認定（交付内示）通知	県	令和2年9月上旬予定
(4) 補助金交付申請書の提出	申請者	事業認定通知の日から30日以内
(5) 交付申請審査	県	交付申請から1～2週間程度
(6) 交付決定	県	審査終了後速やかに通知
(7) 事業実施	申請者	令和3年2月28日（日）まで
(8) 実績報告	申請者	事業の完了（実施要綱第11条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から30日を経過した日、又は令和3年2月28日のいずれか早い日まで
(9) 補助金額の確定	県	速やかに通知
(10) 補助金の請求	申請者	
(11) 補助金の支払	県	

8 その他

次に該当するものは交付決定できません。

- ・事業の実施主体が実質的に補助事業者でないと認められるもの
- ・対象事業について、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けているもの
- ・認定された申請の内容と異なるもの
- ・認定された金額を上回る額の収支計画となっているもの

次に同意の上、事業を実施すること。

- ・事後の会計検査院による検査の結果、補助金返還命令等の指示がなされた場合には従うこと
- ・無人キャッシュレス店舗について、当該店舗が営業を開始した日から1年以内に営業を中止したときは、県へ補助金を返還すること（※）

※無人キャッシュレス店舗経営支援補助金実施要綱 第19条（補助金の交付の決定の取消し等）参照

9 お問い合わせ先

長崎県 産業労働部 経営支援課 サービス産業振興班 担当：酒井、金崎、森

電 話：095-895-2653

FAX：095-895-2580

E-mail：keishi_hojyo@pref.nagasaki.lg.jp